

# 市民参加実施結果シート

**結果 (途中・終了)**  
平成28年4月1日時点

担当課( 国保年金課 )

## 2 市民参加の手續 実施結果について

通称	国民健康保険料の改定に関する条例(案)について	市が考える市民等への影響	〈メリット〉健全な国保財政運営が確保できる。
名称	流山市国民健康保険料の一部を改正する条例(案)について		〈デメリット〉特になし。
概要	国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、保険料率のうち後期高齢者支援金賦課額の被保険者均等割と所得割、介護納付金賦課額の所得割を上げるものである。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	料金改定の必要性について広く市民にご理解いただくために、パブリックコメントの実施前に、国民健康保険の財政状況について広報掲載した。また、実施にあたっては、誰が見ても改定の内容がより分かり易い資料とした。結果として58件の意見提出がされ、ほぼ反対意見であったが、パブリックコメント終了後も料金改定についてご理解を得たご意見等を数件いただいたことから、一定の効果はあったと考える。なお、国民健康保険の加入者については、高齢者が増加してきていることから、今後、市民参加を実施する場合には、高齢者でも御理解いただけるよう、資料等の見せ方について工夫していきたい。		

### (1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<p>【審議会等】国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条で市町村に設置が義務付けられており、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について必要な意見交換、審議等を行うこととされているため。</p> <p>【パブリックコメント】保険料の改定案を公表し、多面的かつ総合的に検討し、条例改正の意思決定を行うため、広く市民の意見の聴けるパブリックコメントを実施するものである。</p>
--------------------------------	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
流山市国民健康保険運営協議会	【広報ながれやま】 平成27年6月11、21日号  平成27年7月11号(第3回)	—	—	【諮問】 平成27年6月22日  【第3回運営協議会】 平成27年7月15日 【答申】 平成27年7月30日	委員数13名	被保険者を代表する委員(公募市民):4名 保険医又は保険薬剤師を代表する委員:4名 公益を代表する委員:4名 被用者保険等保険者を代表する委員:1名	<HP> 【諮問】 H27/7/16 第3回 H27/8/5 【答申】 H27/8/17	○ 意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  ○ その他		
パブリックコメント	【広報ながれやま】 平成27年9月1日号 【ホームページ】 平成27年9月1日	【意見募集期間】 平成27年9月1日 ~同30日	郵便 ファクシミリ 電子メール 直接持参	—	意見数 58件	—	【広報ながれやま】 平成27年11月21日号 【ホームページ】 平成27年11月18日	○ 意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  ○ その他	実施要領の添付資料について、より分かり易い資料とした。	
								○ 意見を反映した(案を修正した)  ○ 案を修正しなかった  ○ その他		

